

令和元年度 定期監査報告 (第6号)

1. 監査の対象 教育委員会〔社会教育課、別当賀夢原館、
歴史と自然の資料館、総合文化会館、公民館〕
2. 監査の期間 自 令和 2年 1月 6日
至 令和 2年 2月 7日
3. 監査の場所 監査委員事務局
4. 監査執行者 根室市監査委員 中 本 明
根室市監査委員 波 多 雄 志
5. 監査の範囲

前記各部課に係る平成30年度における財務に関する事務の執行全般を監査の対象とし、特に次の事項を重点として監査を執行した。

- (1) 前回監査の指摘事項の処理状況について
- (2) 予算執行の全般的な体制の適否について
- (3) 収入事務について
- ① 過誤納金の処理の適否
 - ② 調定時期の適否及び会計管理者への通知の当否
 - ③ 調定漏れの有無
 - ④ 滞納の状況、理由等の調査及び記録の当否
 - ⑤ 減免、分納、延納の理由及び法令基準等の適用の適否
 - ⑥ 欠損処分に係る法令等の適用の適否
 - ⑦ 時効起算の正否及び時効完成に至るまでの徴収経過の適否
 - ⑧ 現金引継ぎの適否
- (4) 支出事務について
- ① 支出負担行為の適否
 - ② 予算目的に反する支出の有無
 - ③ 決裁区分の当否及び不当に分割した支出負担行為の有無
 - ④ 予算の赤字執行又は年度経過後の執行の有無
 - ⑤ 資金前渡金、概算払、前金払等の適否
 - ⑥ 資金前渡金の取扱期間及び精算の適否
 - ⑦ 負担金、補助金、交付金等の適否

- ⑧ 支出科目の当否
- ⑨ 帳簿等の整理及び現金取扱いの適否
- ⑩ 宗教団体又は公の支配に属さない慈善博愛教育事業のためにする支出の有無
- ⑪ 不要不急又は必要以上に高額な物品購入等の有無
- ⑫ 予算の流用、予備費充用の適否および支出理由、時期、金額等の適否
- ⑬ 年度区分誤りの有無

(5) 契約事務について

- ① 2年以上にわたる契約に係る債務負担行為又は継続費設定等の有無
- ② 配当額を超える契約及び配当前における契約の有無
- ③ 議会の議決を要する契約又はその変更に伴う手続きの有無及び議決前の契約の有無
- ④ 入札、開札、落札手続き又は再入札の適否
- ⑤ 指名競争入札の指名及び通知の適否
- ⑥ 随意契約における相手方の選定及び見積書徴取の適否
- ⑦ 契約不履行及び延滞等の場合の処理の適否
- ⑧ 検査、検収、検定、立会い及び監督の適格者による実施の有無
- ⑨ 検査等の実施時期及びその方法の適否

(6) 財産管理について

- ① 財産取得及び処分並びに手続きの当否
- ② 財産台帳等の財産記録書類の当否
- ③ 損害保険関係事務の当否
- ④ 物品購入の計画性及び効率性の適否
- ⑤ 物品出納簿等帳簿類の整備の適否
- ⑥ 紛失、破産、盗難、廃品、その他不用品の処分の適否
- ⑦ 寄付物品の寄付受け入れ手続きの適否
- ⑧ 債権記録管理の適否
- ⑨ 基金の違法、不当、非効率的な運用の適否
- ⑩ 基金の運用から生じる収益及び管理経費の処理の適否
- ⑪ 貸付金の事務手続き及び運用状況の適否

(7) その他の事務について

- ① 職員出勤簿の整理の適否
- ② 時間外、特殊勤務、旅費支給及び命令票の整理の適否
- ③ 出張に係る復命の良否
- ④ 文書整理、保存の良否

6. 監査の結果及び意見

各部課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、担当職員より内容の説明を受けるなど、一般監査基準における通査の方法をもって監査を実施したものである。

その結果は、全般としておおむね適正に執行されているものと認められた。

しかしながら、一部においてなお改善、是正すべき事項が見受けられたので、内容を検討するとともに、財務事務の適正かつ効率的な執行について、今後一層の努力をされたい。

なお、監査結果については、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上の軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したが、その概要については別記のとおりである。

◎ 教育委員会

● 社会教育課

○ 社会教育担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 車両賃貸借の契約書において、第13条第2項では遅延料の遅延利息の率を2.6%としており、第14条第2項では2.8%としているが、2.7%となるので、契約書の作成にあたっては、特に細心の注意を払い、チェック機能を強化され適正な契約事務を遂行されたい。

○ 文化財担当

- ・特記事項なし

● 別当賀夢原館

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 別当賀夢原館管理業務において、
- ① 執行伺書に添付されている契約書(案)に、1者から見積書を徴取する随意契約であるが、確定していない段階であるのに、既に業務委託料及び受注者名が記載されている。
 - ② 契約書第6条の契約金額に誤りがあるので、契約書の作成にあたっては、特に細心の注意を払い、確認機能を強化され適正な契約事務を遂行されたい。
- (2) 管理業務及び浄化槽保守点検業務、消防設備点検業務の契約書において、遅延料(第8条)の遅延利息の率を2.6%としているが、2.7%であるので確認を徹底されたい。

2. 財産について

【指摘事項】

- (1) 行政財産使用許可の起案において、土地の使用料は財産条例施行規則第11条第1項の規定に基づき算定されるが、算定した内容に誤りがあるので確認のうえ適正な措置を講じられたい。

● 歴史と自然の資料館

- ・特記事項なし

● 総合文化会館・公民館

○ 管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 物品購入の契約書において、第2条で納入先の総合文化会館の所在地を曙町1丁目10番地としているが、1丁目40番地であるので契約書は特に慎重に作成され、間違いが生じないように確認の徹底を図られたい。

○ 事業担当

1. 収入事務について

【指摘事項】

- (1) 公民館定期講座等受講料の払込みにおいて、受講料を受領した翌々日や1週間後に指定金融機関へ払込まれているものがあるので、会計規則第33条の規定に基づき、収納金は細心の注意を払い取扱われたい。

2. 支出事務について

【指摘事項】

- (1) 総合文化会館事業協会運営事業補助金の概算払伺書において、補助指令額500万円のうち400万円は概算払により9月に支出しているが、5月21日に提出された概算払申請書では、7月の交付を決定しているにもかかわらず、補助金を支出しなかったこと及び、同額の概算払申請書を8月30日に再度提出させ、改めて決裁を行う重複した事務処理となっている。